

港湾運送事業者に対する行政指導について

令和6年4月1日
九州運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事業者				違反事項		行政指導事項		備考
港湾名	氏名又は名称	住所	事業の種類	違反項目	該当条項	行政指導の種類	行政指導年月日	
関門港	黒崎港運(株)	北九州市八幡東区祇園2-11-16	港湾荷役事業(沿岸限定/条件付)	事業計画に定める業務の確保違反	第17条の2第1項	文書警告	令和6年3月21日	
大分港	山九(株)	大分市大字大在2番	一般港湾運送事業(条件付)	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和6年3月21日	
鹿児島港	(株)鹿児島商運組	鹿児島市宇宿2丁目14番26号	港湾荷役事業(沿岸限定)	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和6年3月21日	
細島港	八興運輸(株)	日向市船場町1番1	一般港湾運送事業 港湾荷役事業	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和6年3月21日	